

令和 8 年度「鹿児島県バス運賃半額実証キャンペーン（仮称）」
効果分析・検証業務委託 プロポーザル実施要領

1 目 的

この要領は、令和 8 年度「鹿児島県バス運賃半額実証キャンペーン（仮称）」効果分析・検証業務（以下「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式により、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 名称

令和 8 年度「鹿児島県バス運賃半額実証キャンペーン（仮称）」効果分析・検証業務委託

(2) 業務内容

別添「令和 8 年度「鹿児島県バス運賃半額実証キャンペーン（仮称）」効果分析・検証業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(4) 契約額

選定された提案者の提案内容を踏まえ、予定価格を決定の上、見積もり合わせを行い、決定する。

(5) 契約上限金額

3, 8 1 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

3 参加者の資格要件

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。

(4) 過去 5 年間に元請として国（公社・公団及び独立法人を含む）、地方公共団体、または国や地方公共団体が設置した協議会等が発注した業務を受託し、完了した実績を有すること。

(5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年生文第 197 号）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者。

(6) 鹿児島県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。鹿児島県に本店、支店等がない場合は、本店の所在地の都道府県税について未納がない者。

4 スケジュール（予定）

(1) 企画募集開始

令和 8 年 9 月 4 日（金）

- | | | |
|----------------|------|-----------------|
| (2) 質問受付期限 | 令和8年 | 9月10日(木) 午後5時まで |
| (3) 質問への回答 | 令和8年 | 9月14日(月) |
| (4) 参加申込書提出期限 | 令和8年 | 9月17日(木) 午後5時まで |
| (5) 参加資格審査結果通知 | 令和8年 | 9月25日(金) |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和8年 | 10月2日(金) 午後5時まで |
| (7) 書類審査 | 令和8年 | 10月上旬(予定) |
| (8) 審査結果通知 | 令和8年 | 10月中旬(予定) |
| (9) 契約締結 | 令和8年 | 10月中旬(予定) |

※ 事前説明会は実施しない。

※ 提出書類等は全て午後5時必着とする。

5 プロポーザルの手順等

(1) 質問及び回答

ア 受付方法

本業務に関する質問がある場合は、質問票(様式①)により、電子メールで提出すること。(電話で受領確認を行うこと。)

なお、電話又は口答のみでの質問は一切受け付けない。

イ 回答方法

上記期日までに、電子メールまたは県ホームページにおいて公表する。

(2) 参加申込書の提出

ア 提出書類

- ① 参加申込書 (様式②)
- ② 会社概要 (様式③)
- ③ 誓約書 (様式④)
- ④ 法人の履歴全部事項証明書(発行から3ヶ月以内の原本)
- ⑤ 鹿児島県の県税について未納がないことの証明書(発行から3ヶ月以内の原本)
鹿児島県に本店、支店等がない場合は、本店の所在地の都道府県税について未納がないことの証明書
- ⑥ 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書(発行から3ヶ月以内)

イ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)

※ 参加申込書を提出した者全員に対して、上記期日までに参加資格の確認結果を書面で通知する。

※ 参加資格に適合した者に限り、企画提案書等を提出することができる。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ① 企画提案書 (様式⑤)
- ② 企画提案内容(様式任意)
- ③ 本業務における組織体制 (様式⑥(参考))
- ④ 主な担当者の経歴 (様式⑦(参考))
- ⑤ 過去5年間の同種業務実績 (様式⑧(参考))

※ 公共交通の利用促進に係るキャンペーンの効果分析、アンケート調査、施策提

案に関する業務等

- ⑥ 参考事例に関する資料（様式⑨（参考））
- ⑦ 見積書及び見積内訳書（様式任意）

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下、「休日等」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く）に提出先に持参すること。

ウ 提出部数

紙媒体 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

6 企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 企画提案書は、1 者につき 1 案に限る。
- (2) 用紙サイズは A 4 版とすること。
- (3) 見積書は、本業務の仕様書及び企画提案等に記載した内容を踏まえ、業務を実施するために必要な全ての経費を算出し作成すること。

7 審査・選考の方法

- (1) 選考委員会を開催し、審査の結果、最も内容が優れているとされた企画書を提出した者を契約の相手方の候補者として決定する。
- (2) 審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、企画内容について問合せを行う。プレゼンテーション等は、原則実施しない。
- (3) 応募が 1 事業者のみであった場合は、選定委員会で協議の上決定する。
- (4) 選考結果は企画提案者全員に対して文書により通知する。

8 その他

- (1) 提出書類の作成等、参加に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類等は返却しない。
- (3) 提出書類は審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- (4) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (5) 提出書類の内容に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合、その使用に関する全ての責任は参加者が負うものとする。
- (6) 業務を実施するにあたっては、鹿児島県と協議して進めていくものとし、提案内容を全て実施することを保証するものではない。

9 担当部署（各種書類の提出先及び問合せ先）

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県総合政策部交通政策課 陸上交通係 神園・下夷（しもえびす）

電 話：099-286-2459

メール：rikujo@pref.kagoshima.lg.jp